

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報端末機の番号です

税のお知らせ

確定申告が間違っていたとき・忘れたとき

【手続】

更正の請求書に必要な事項を記入して、納稅地を所轄する税務署長に提出してください。更正の請求書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。（税務署にも用意しております。）

【期間】

原則として、各年分の法定申告期限から5年以内に提出してください。

◎税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求める事ができます。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。

◎税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告する事があります。この場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

【手続】

修正申告書に必要な事項を記入して納稅地を所轄する税務署長に提出してください。修正申告書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。（税務署にも用意しております。）

【期間】

原則として、各年分の法定申告期限から5年以内に提出してください。

◎確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならないのに、確定申告することを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をしなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。

修正申告は、税務署長から更正を受けるまではいつでもできますが、修正申告によって納める税額には、法定納期限（令和5年分の所得税及び復興特別所得税は令和6年3月15日（金）、個人事業者の消費税及び地方消費税は令和6年4月1日（月））の翌日から納付するまでの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようしてください。

税のお知らせ

令和6年度町税等の納付は、口座振替が便利です

町税等（軽自動車税、道民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料）の納付は、納め忘れのない口座振替をお勧めします。

北星信用金庫、北はるか農業協同組合下川支所、郵便局の口座でご利用できます。手続きは、銀行印と納付書をご持参の上、各金融機関または役場税務住民課で行ってください。ただし、郵便局のご利用希望の人は、役場税務住民課では手続きができませんので、郵便局で行ってください。

■お問い合わせ

（国税）
◎名寄税務署

☎ 01654-2-2157
国税庁ホームページ

内線 4-251103

税務住民課 税務係
修正申告書を提出する日（納期限）までに延滞税と一緒に納めてください。

なお、修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日（納期限）までに延滞税と一緒に納めてください。

■お問い合わせ

（国税）
◎名寄税務署

☎ 01654-2-2157
国税庁ホームページ

内線 4-251103

税務住民課 税務係
修正申告書を提出する日（納期限）までに延滞税と一緒に納めてください。

なお、修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日（納期限）までに延滞税と一緒に納めてください。